

4 避難所・輸送・備蓄等

(1) 避難施設一覧

ア 災害種別による指定緊急避難場所の整理

施設名	災害種別							
	洪水	土砂 災害	高潮	地震	津波	大規模 な火事	内水 氾濫	火山 現象
金津中学校※	○			○		○	○	○
金津高等学校	○			○		○	○	○
金津小学校	○	○		○		○	○	○
金津こども園	○	○		○		○	○	○
トリムパークかなづ	○	○		○		○	○	○
芦原小学校※	○			○		○	○	○
あわらし文化会館 (あわらし武道館)	○	○		○		○	○	○
芦原中学校	○	○		○		○	○	○
農業者トレーニングセ ンター	○	○					○	○
本荘小学校※	○						○	○
新郷小学校※	○						○	○
北潟小学校	○	○	○	○			○	○
北潟公民館		○	○	○			○	○
浜坂区民館	○	○	×	○	×	○	○	○
浜坂ゲートボール場			○		○			
浜坂水道施設(配水地)			○		○			
波松小学校	○	○	○	○	○	○	○	○
細呂木小学校	○	○	○	○		○	○	○
さくらセンター				○		○	○	○
吉崎小学校	○	○		○		○	○	○
金津東小学校	○	○		○		○	○	○
熊坂農村環境改善セン ター		○		○	○	○	○	○
劔岳公民館	○	○		○		○	○	○
伊井小学校	○			○		○	○	○

※印：洪水時2階以上避難

イ 指定緊急避難場所（風水害時）及び指定避難所と対象地域

施設名	所在地	対象地域（区名）
金津中学校※	市姫一丁目 5-1	新 東 六日 北稻越
金津高等学校	市姫四丁目 5-1	古 新用 馬場 榛ノ木原
金津小学校	花乃杜一丁目 20-1	新富 天王 水口 十日 脇出 上八日 八日 下八日 坂ノ下 稻荷山 千束 向 ヶ丘 若葉台
金津こども園	春宮三丁目 24-20	春日 中央 高塚
トリムパークかなづ	山室 67-60-1	旭 桜ヶ丘 矢地 菅野 山室
芦原小学校※	田中々2-25	田中温泉 東温泉 西温泉 重義 番田 田中々 堀江十楽 布目
あわら市文化会館	舟津 7-65	舟津 松影
芦原中学校	舟津 2-75	舟津温泉 二面温泉
農業者トレーニングセンター	国影 23-1	二面 牛山 国影 新成 井江葎 横垣 宮王
本荘小学校※	下番 7-1	轟木 新田 東善寺 谷畠 上番 根上り 仏徳寺 翠明 光明 御鷹 中番 下番 玉木
新郷小学校※	中浜 1-1	河間 河水苑 宮前公文 北本堂 角屋 中浜
北潟小学校	北潟 35-11	北潟東 北潟西 富津
北潟公民館	北潟 150-1	赤尾
浜坂区民館	浜坂 4-5	浜坂
波松小学校	波松 25-1	波松 城 城新田 番堂野 十三
細呂木小学校	滝 63-8	滝 青ノ木 宮谷 坂口 蓮ヶ浦 細呂木 橋屋 樋山 指中 沢 細呂木駅前
さくらセンター	柿原 36-20	清王 山西方寺 柿原 山十楽 嫁威 日 の出
吉崎小学校	吉崎 8-55	岩崎 寺町 中鍛冶 下浜 吉崎新用 吉 崎春日
金津東小学校	中川 18-10	中川 東田中 瓜生 南疋田 北疋田 次 郎丸 御簾尾 北野 北 前谷 笹岡 上 野
熊坂農村環境改善センター	熊坂 42-20	熊坂 下金屋 畝市野々 牛ノ谷 名泉郷
劔岳公民館	櫛 18-10	東山 後山 清滝 鎌谷 櫛 権世 権世 市野々
伊井小学校	清間 13-24	伊井 古屋石塚 桑原 清間 南稻越 河 原井手 池口

※印：洪水時2階以上避難

ウ 指定緊急避難場所（地震時）と対象地域

施設名	所在地	対象地域（区名）
金津中学校グランド	市姫一丁目 5-1	新 東 六日 北稻越
金津高等学校グランド	市姫四丁目 5-1	古 新用 馬場 榛ノ木原
金津小学校グランド	花乃杜一丁目 20-1	新富 天王 水口 十日 脇出 上八日 八日 下八日 坂ノ下 稲荷山 千束 向 ヶ丘 若葉台
金津こども園グランド	春宮三丁目 24-20	春日 中央 高塚
トリムパークかなづ多 目的グランド	山室 67-60-1	旭 桜ヶ丘 矢地 菅野 山室
芦原小学校グランド	田中々2-25	田中温泉 東温泉 西温泉 重義 番田 田中々 堀江十楽 布目
あわら市武道館横テニ スコート	舟津 2-81	舟津 松影
芦原中学校グランド	舟津 2-75	舟津温泉 二面温泉
農業者トレーニングセ ンターグランド	国影 23-1	二面 牛山 国影 新成 井江葭 横垣 宮王
本荘小学校グランド	下番 7-1	轟木 新田 東善寺 谷畠 上番 根上り 仏徳寺 翠明 光明 御鷹 中番 下番 玉木
新郷小学校グランド	中浜 1-1	河間 河水苑 宮前公文 北本堂 角屋 中浜
北潟小学校グランド	北潟 35-11	北潟東 北潟西 富津
北潟公民館	北潟 150-1	赤尾
浜坂区民館	浜坂 4-5	浜坂
波松小学校グランド	波松 25-1	波松 城 城新田 番堂野 十三
細呂木小学校グランド	滝 63-8	滝 青ノ木 宮谷 坂口 蓮ヶ浦 細呂木 橋屋 樋山 指中 沢 細呂木駅前
さくらセンター駐車場	柿原 36-20	清王 山西方寺 柿原 山十楽 嫁威 日 の出
吉崎小学校グランド	吉崎 8-55	岩崎 寺町 中鍛冶 下浜 吉崎新用 吉 崎春日
金津東小学校グランド	中川 18-10	中川 東田中 瓜生 南疋田 北疋田 次 郎丸 御簾尾 北野 北 前谷 笹岡 上 野
熊坂農村環境改善セン ター駐車場	熊坂 42-20	熊坂 下金屋 畝市野々 牛ノ谷 名泉郷
劔岳公民館駐車場	櫛 18-10	東山 後山 清滝 鎌谷 櫛 権世 権世 市野々
伊井小学校グランド	清間 13-24	伊井 古屋石塚 桑原 清間 南稻越 河 原井手 池口

エ 指定避難所（地震時）と対象地域

施設名	所在地	対象地域（区名）
金津中学校※	市姫一丁目 5-1	新 東 六日 北稻越
金津高等学校	市姫四丁目 5-1	古 新用 馬場 榛ノ木原
金津小学校	花乃杜一丁目 20-1	新富 天王 水口 十日 脇出 上八日 八日 下八日 坂ノ下 稻荷山 千束 向 ヶ丘 若葉台
金津こども園	春宮三丁目 24-20	春日 中央 高塚
トリムパークかなづ	山室 67-60-1	旭 桜ヶ丘 矢地 菅野 山室
芦原小学校※	田中々2-25	田中温泉 東温泉 西温泉 重義 番田 田中々 堀江十楽 布目
あわら市武道館	舟津 2-81	舟津 松影
芦原中学校	舟津 2-75	舟津温泉 二面温泉
農業者トレーニングセンター	国影 23-1	二面 牛山 国影 新成 井江葎 横垣 宮王
本荘小学校※	下番 7-1	轟木 新田 東善寺 谷畠 上番 根上り 仏徳寺 翠明 光明 御鷹 中番 下番 玉木
新郷小学校※	中浜 1-1	河間 河水苑 宮前公文 北本堂 角屋 中浜
北潟小学校	北潟 35-11	北潟東 北潟西 富津
北潟公民館	北潟 150-1	赤尾
浜坂区民館	浜坂 4-5	浜坂
波松小学校	波松 25-1	波松 城 城新田 番堂野 十三
細呂木小学校	滝 63-8	滝 青ノ木 宮谷 坂口 蓮ヶ浦 細呂木 橋屋 樋山 指中 沢 細呂木駅前
さくらセンター	柿原 36-20	清王 山西方寺 柿原 山十楽 嫁威 日 の出
吉崎小学校	吉崎 8-55	岩崎 寺町 中鍛冶 下浜 吉崎新用 吉 崎春日
金津東小学校	中川 18-10	中川 東田中 瓜生 南疋田 北疋田 次 郎丸 御簾尾 北野 北 前谷 笹岡 上 野
熊坂農村環境改善センター	熊坂 42-20	熊坂 下金屋 畝市野々 牛ノ谷 名泉郷
劔岳公民館	櫛 18-10	東山 後山 清滝 鎌谷 櫛 権世 権世 市野々
伊井小学校	清間 13-24	伊井 古屋石塚 桑原 清間 南稻越 河 原井手 池口

オ 指定緊急避難場所（津波災害時）と対象地域

避難対象地域		緊急避難場所	備考
吉崎地区		吉崎小学校	指定緊急避難場所
浜坂区	居住地内	浜坂ゲートボール場	指定緊急避難場所
		浜坂水道施設（配水地）	〃
		芦原ゴルフクラブ方向	自主避難場所
		区民館裏山	〃
	居住地外（大聖寺川・北潟湖沿岸）	丘陵地	〃
	居住地外（日本海沿岸）	丘陵地	〃
富津区		丘陵地	〃
波松区		波松小学校	指定緊急避難場所
		丘陵地	自主避難場所
城区		丘陵地	〃
城新田区		丘陵地	〃

カ 福祉避難所

施設名	所在地	電話番号
あわら市社会福祉協議会 金津雲雀ヶ丘寮	あわら市春宮3丁目28-21	TEL/0776-73-0144 FAX/0776-73-1343
医療法人 至捷会 ナイスケア木村	あわら市市姫3丁目23-4	TEL/0776-73-5678 FAX/0776-73-5677
社会福祉法人 坂井福祉会 ウエルネス木村	あわら市自由ヶ丘2丁目15-23	TEL/0776-73-7788 FAX/0776-73-3110
社会福祉法人 緑進会 特別養護老人ホーム芦原メロン苑	あわら市井江葎50-18	TEL/0776-78-7880 FAX/0776-78-7890
社会福祉法人 緑進会 地域密着型介護老人福祉施設 湯の町メロン苑	あわら市二面42-20	TEL/0776-77-1288 FAX/0776-77-1289
社会福祉法人 ハスの実の家	あわら市二面第87-26-2	TEL/0776-78-6743 FAX/0776-78-6744
社会福祉法人 金津福祉会 金津サンホーム	あわら市花乃杜3丁目22番12号	TEL/0776-73-5033 FAX/0776-73-5088

(2) 福井県防災ヘリコプター場外離着陸場

名称	所在地	所有者または管理者
国影グラウンド	あわら市国影地係	あわら市
湯のまちグラウンド	あわら市田中々地係	あわら市
トリムパークかなづ	あわら市山室67-30-1	あわら市
劔岳グラウンド	あわら市鎌谷地係	あわら市

(3) 主要水防倉庫

河川名	倉庫名	管理者名	所在地	施工年月	摘要
竹田川	上番	あわら市	あわら市上番	H6.3	上重橋南 150m
竹田川	榛ノ木原	あわら市	あわら市市姫4丁目 6-52	H3.	榛ノ木原公用車大型車庫内
竹田川	瓜生	あわら市	あわら市瓜生 12 字 5-2	S58.3	国道 8 号線沿横山神社南 100m

(5) 水防資器材備蓄

管理者 あわら市		上番	榛ノ木原	瓜生
17 品 目 資 器 材	俵(枚)	-	-	-
	かます(枚)	-	-	-
	袋類(枚)	8,700	3,500	3,800
	畳(枚)	-	-	14
	むしろ(枚)	-	174	250
	縄(巻)	29	24	26
	竹(束)	-	73	35
	生木(本)	-	-	-
	丸太(本)	85	43	37
	杭(本)	15	217	104
	蛇籠(本)	-	-	-
	置石(m3)	-	-	-
	土砂(m3)	-	-	-
	鉄線(kg)	3	4	7
	釘(kg)	-	1	1
	板類(枚)	-	-	-
	かすがい(本)	-	-	-
そ の 他 の 資 器 材	スコップ(丁)	23	62	49
	掛矢(丁)	7	9	11
	ペンチ(丁)	9	1	4
	まさかり(丁)	-	-	-
	ロープ(巻)	-	-	10
	一輪車(台)	5	18	9
	照明具(台)	-	-	2
	くわ(丁)	9	2	12
	金鍬(丁)	8	6	11
	つるはし(丁)	9	8	13
	にないぼう(本)	-	20	-
	クリッパー(丁)	2	-	-

(6) 備蓄物資の整備状況

①備蓄の基準量

平成 27 年 3 月末現在

	住民基本台帳に基づく 人口、世帯数	人口按分比	基準量 (食糧：食) (飲料水：リットル)
アルファ米	29,869	3.69	4,257
飲料水			

②備蓄物資の整備状況

平成 27 年 3 月末現在

食糧	単位	数量	その他内訳
アルファ米他	食換算	3,832	383 kg
飲料水	単位	数量	その他内訳
ペットボトル	本	4,429	
	合計リットル	8,858	
物資備蓄	単位	数量	
毛布	枚	1,920	
テント	張	6	
テント（再掲）	人	83	
担架	台	36	
トイレ	個	22	
医薬品	セット	19	

(7) 大規模災害発生時の交通規制計画

1 交通規制計画の目的

この計画は、大規模災害発生直後から、現場措置によって被災地への車両の流入禁止規制を行い、緊急交通路指定路線における緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の通行を確保することを目的とする。

2 基本的な考え方等

(1) 基本的な考え方

ア 災害発生直後は、人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体の対策、インフラ復旧関係、負傷者搬送等に要する人員・物資輸送を優先する。

イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、広範囲に指定した上で、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて順次縮小する。

ウ 通行を認める車両の範囲は、交通の状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ順次拡大する。

(2) 緊急交通路指定路線の要件

ア 幅員が広い主要道路であること。

イ 被災により通行が困難になるおそれがある区域内の道路を避けること。

ウ 通過交通の排除など実行性が担保できること。

(3) 具体的道路

ア 高速道路等

イ 主要幹線道路（高速道路と接続する路線）

ウ 部隊の進出拠点、物資の集積拠点等と高速道路等を結ぶ幹線道路

(4) 緊急点検箇所

緊急交通路の指定予定路線において、橋りょう、橋のジョイント部、トンネル等、災害発生後緊急に点検を行う必要性の高い箇所を点検すること。

(5) 交通検問所等

ア 緊急交通路の指定路線において、緊急通行車両等以外の車両の通行を阻止する必要がある箇所を選定する。

イ 高速道路等のインターチェンジ（以下「IC」という。）については、緊急通行車両等の標章及び証明書を交付するICを指定する。ただし、被災状況により変更する場合がある。

3 緊急交通路の指定予定路線

次の道路を緊急交通路の予定路線とし、広域交通規制道路については、あらかじめ緊急交通路として指定することとする。

(1) 広域交通規制道路【資料1及び資料2】

ア 北陸自動車道

イ 近畿自動車道のうち舞鶴若狭自動車道

ウ 国道8号

エ 国道27号

オ 中部縦貫自動車道

※ 未開通区間については、開通後、指定する。

(2) 県指定交通規制道路【資料1及び資料2】

ア 国道157号

イ 国道158号

ウ 国道161号

エ 国道162号

オ 国道303号

カ 国道305号

キ 国道365号

ク 国道416号

ケ 国道417号

コ 国道476号

サ 主要地方道小浜綾部線

※ 道路整備状況の変化等に対応して、必要な見直しを図っていくものとする。

4 緊急交通路における緊急点検箇所【資料3】

緊急交通路の指定予定路線（北陸自動車道、舞鶴若狭自動車道、国道8号及び国道27号）における緊急点検箇所及び点検の実施所属は、資料3-1から資料3-4までのとおりとする。

5 緊急交通路の交通検問所【資料4】

(1) 広域交通検問所

本県の広域交通検問所について、北陸自動車道は、敦賀ICと福井ICの2か所、舞鶴若狭自動車道は、小浜ICの1か所、国道8号は、熊坂検問所と疋田検問所の2か所、国道27号は、六路谷検問所の1か所とし、隣接府県からの一般車両の流入抑止、緊急交通路における滞留車両の排除等を目的とする。

※ 広域交通検問所の配置員数は、資料4-1から資料4-3までのとおりとする。

(2) 全県交通規制の交通検問所

北陸自動車道の各IC（敦賀、今庄、武生、鯖江、福井、福井北、丸岡及び金津）のゲートにおいて、緊急通行車両等の通行に支障のある一般車両の流入を禁止するとともに、被災地への流入を防止するための通過指示・う回指示を行う。ただし、避難車両は、被災地とは反対方向のみ優先的に流入させる。

(3) 高速道路部分通行不能時の代替緊急交通路の交通検問所

北陸自動車道・舞鶴若狭自動車道の通行不能時の交通検問所として、国道8号、国道365号、国道476号及び国道27号の各主要交差点を指定する。

(4) 主要幹線道路を緊急交通路に指定した場合の交通検問所

主要幹線道路を緊急交通路に指定した場合の交通検問所は、資料4-5のとおりとする。

6 大規模災害発生時の県境付近の交通規制【資料4】

(1) 隣接府県が被災した場合の交通規制

隣接府県が被災した場合の交通規制地点は、資料４－６のとおりとする。

(2) 本県が被災した場合の隣接府県警察の交通規制【資料４】

隣接府県警察（石川県、岐阜県、京都府及び滋賀県）の交通規制地点は、資料４－７のとおりとする。

なお、隣接府県警察とは既に調整済である。

第２ 方面別大規模災害発生時の対応

次の地域における大規模災害を想定する。

- 嶺北地方発生
- 嶺南地方発生
- 奥越地方発生

1 嶺北地方発生の場合

(1) 緊急交通路の指定及び交通規制

北陸自動車道を指定する。ただし、災害発生状況により国道８号、国道３０５号及び国道１５８号を指定する。

ア 北陸自動車道【資料５－１】

(ア) 敦賀ＩＣ下り及び金津ＩＣ上りの本線上において検問を実施し、一般車両を排除する。

(イ) 県内の各ＩＣ（敦賀、今庄、武生、鯖江、福井、福井北、丸岡及び金津）において、緊急通行車両の通行に支障のある一般車両の流入を禁止するとともに、被災地への流入を防止するための通過指示、う回指示を行う。ただし、避難車両は、被災地とは反対方向のみ優先的に流入させる。

イ 国道８号、国道３０５号及び国道１５８号【資料５－２から資料５－４まで】

(ア) 主要交差点等における検問等により、規制路線内を通行する一般車両の排除及び交差道路等からの一般車両の進入を禁止する。

(イ) 車載マイク又はハンドマイクを活用して、規制目的及び一般車両は通行できない旨を広報するとともに、う回路の通行を指示する。

(2) 緊急交通路に被災がある場合の交通規制

ア 北陸自動車道【資料５－５】

各ＩＣ間が一部通行不能となった場合は、当該ＩＣ間と並行する国道８号の対応区間を緊急交通路に指定し、当該ＩＣと当該国道８号を結んだ路線にある主要信号交差点において、当該ＩＣ及び当該路線内を通行する一般車両を排除し、進入を禁止する。

イ 国道８号【資料５－６】

国道８号が一部通行不能となった場合は、当該区間と並行する主要地方道、県道及び広域農道を指定し、主要信号交差点において、一般車両を排除し、進入を禁止する。

ウ 国道３０５号【資料５－３】

国道３０５号は、日本海沿いを南北に走る道路であり、全区間内にわたって福井

方面に向かって、国道、主要地方道、県道等が数本分岐していることから、上記福井方面に分岐する道路の主要信号交差点において、国道305号における一般車両を排除し、進入を禁止する。

エ 国道158号【資料5-7】

(ア) 国道158号が一部通行不能となった場合は、当該区間と並行する主要地方道、県道、広域農道等を指定し、主要信号交差点において、一般車両を排除し、進入を禁止する。

(イ) 国道158号が全面通行不能となった場合は、一部の中部縦貫自動車道を含む国道416号を指定し、主要信号交差点において、一般車両を排除し、進入を禁止する。

2 嶺南地方発生の場合

(1) 緊急交通路の指定及び交通規制

北陸自動車道、舞鶴若狭自動車道及び国道27号を緊急交通路に指定する。

また、北陸自動車道、舞鶴若狭自動車道及び国道27号が通行不能の場合は、地域によって国道365号、国道476号、国道161号、国道162号、国道303号及び主要地方道小浜綾部線を緊急交通路として指定する。

ア 北陸自動車道【資料6-1】

福井IC上り本線上において検問を実施し、一般車両を排除する。県内の各IC（敦賀、今庄、武生、鯖江、福井、福井北、丸岡及び金津）において、北陸自動車道を管理する中日本高速道路株式会社と連携し、緊急通行車両等の通行に支障のある一般車両の流入を禁止するとともに、上り線は、被災地への流入を防止するためのう回指示を行う。ただし、避難車両は、被災地とは反対方向のみ優先的に流入させる。

イ 舞鶴若狭自動車道【資料6-2】

県内の各IC（大飯高浜、小浜西及び小浜）において、同区間を管理する西日本高速道路株式会社と連携して緊急通行車両の通行に支障のある一般車両の流入を禁止するとともに、被災地への流入を防止するための通過指示・う迂回指示を行う。ただし、避難車両は、被災地とは反対方向のみ優先的に流入させる。

ウ 国道8号、国道27号、国道161号、国道162号及び国道303号【資料5-2及び資料6-3】

(ア) 主要信号交差点等において検問を実施して、規制路線内を通行する一般車両を排除し、交差道路等からの一般車両の進入を禁止する。

(イ) 車載マイク又はハンドマイクを活用して、規制目的及び一般車両は通行できない旨を広報するとともに、う回路への通行を指示する。

(2) 緊急交通路に被災がある場合の交通規制

ア 北陸自動車道【資料5-5】

各IC間が一部通行不能となった場合は、当該IC間と並行する国道8号の対応区間を緊急交通路に指定し、当該ICと当該国道8号を結んだ主要信号交差点において、一般車両を排除し、進入を禁止する。

イ 国道8号【資料6-4】

国道 8 号が一部通行不能となった場合は、当該区間と並行する主要地方道、県道、広域農道等を緊急交通路に指定し、主要信号交差点において、一般車両を排除し、進入を禁止する。

ウ 舞鶴若狭自動車道【資料 6－5】

各 I C 間が一部通行不能となった場合は、当該区間と並行する国道 27 号を指定し、主要信号交差点において、一般車両を排除し、進入を禁止する。

エ 国道 27 号【資料 6－5】

国道 27 号が一部通行不能となった場合は、当該区間と並行する主要地方道、県道、広域農道等を緊急交通路に指定し、主要信号交差点において、一般車両を排除し、進入を禁止する。

3 奥越地方発生の場合

(1) 緊急交通路の指定及び交通規制

北陸自動車道及び国道 158 号を緊急交通路に指定する。

なお、国道 158 号が通行不能の場合は、北陸自動車道（福井北 I C）から一部の国道 416 号及び中部縦貫自動車道（大野 I C）まで、及び石川県境から国道 157 号（大野市）までを緊急交通路として指定する。

ア 北陸自動車道【資料 6－1】

(ア) 敦賀 I C 下り及び金津 I C 上りの本線上での検問により一般車両を排除する。

(イ) 県内の各 I C（敦賀、今庄、武生、鯖江、福井、福井北、丸岡及び金津）において、緊急通行車両の通行に支障のある一般車両の流入を禁止するとともに、被災地への流入を防止するための通過指示・う回指示を行う。

イ 国道 158 号【資料 5－4】

(ア) 主要信号交差点等における検問等により、規制路線内を通行する一般車両の排除し、交差道路等からの一般車両の進入を禁止する。

(イ) 車載マイク又はハンドマイクを活用して、規制目的及び一般車両は通行できない旨を広報するとともに、う回路への通行を指示する。

(2) 緊急交通路に被災がある場合の交通規制

ア 北陸自動車道【資料 5－5】

(ア) 各 I C 間が一部通行不能となった場合は、当該 I C 間と並行する国道 8 号の対応区間を緊急交通路に指定し、当該 I C と当該国道 8 号を結んだ路線にある主要信号交差点において、当該 I C 及び当該路線内を通行する一般車両を排除し、進入を禁止する。

(イ) 敦賀 I C から加賀 I C までの間が通行不能の場合は、当該区間と並行する国道 8 号（敦賀市～石川県加賀市間）を緊急交通路に指定し、主要信号交差点において、一般車両を排除し、進入を禁止する。

イ 国道 158 号、国道 416 号、中部縦貫自動車道及び国道 157 号、【資料 7】

(ア) 国道 158 号が一部通行不能となった場合は、当該区間と並行する主要地方道、県道、広域農道等を緊急交通路に指定し、主要信号交差点において、一般車両を排除し、進入を禁止する。

(イ) 国道 158 号が通行不能の場合は、一部の国道 416 号及び中部縦貫自動車道

並びに国道157号を緊急交通路に指定し、主要信号交差点において、一般車両を排除し、進入を禁止する。

<以下、資料及び表は省略>

(8) 市保有車両一覧

乗用車 (軽自動車含む)		バン・ワゴン		マイクロバス		大型バス		小型貨物		普通貨物	
乗車 定員	台	乗車 定員	台	乗車 定員	台	乗車 定員	台	トン 数	台	トン 数	台
4人	11	2人	8	29人	1	35人	1	1.5t	2	3t	4
5人	8	3人	-			42人	1				
10人	1	4人	6			48人	1				
		5人	10			54人	1				

